



	移設								
	補修								

(備考)1 この内訳表は、市街地再開発事業(一般会計)の土地整備費のうち「仮設店舗等設置費」の内訳表とする。

2 限度額欄には、市街地再開発事業(一般会計)交付要綱(別表3 1)、(別表3 2)により算出される額を記入する。